

新型コロナウイルス対策に向けた指針

令和2年3月2日
皆野町教育委員会

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については世界的にも感染者数の増加が伝えられており、国内においても感染者が拡大し、学校保健安全法においても「第一種感染症」と指定された。

このような中、園児・児童・生徒・教職員の健康安全を第一に考え、充実した教育活動を行うため、当分の間指針を定める。

2 指針

(1) 健康安全について

家庭とも連携し、手洗い・うがいの励行、せきエチケットの徹底、検温の奨励、不要不急の外出を控えるなど健康に配慮する。

発熱等の症状がみられる場合、無理をさせずに自宅で療養させる。その際、園児は出席停止扱いとする。

なお、以下のような症状が続く場合は、外来受診の前に、保健所等に相談する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 |
|--|

また、登校後に健康確認を行う。

(2) 授業

小・中学校は臨時休校とする。幼稚園は通常通りとする。

(3) 部活動

行わない。

(4) 卒園式・卒業式等について

時間短縮を図る。保護者・来賓の招待を控えることを原則とする。

(教職員、卒業生のみ)

卒業生に発熱等の症状がみられる場合は出席を控えさせる。

(5) 学校・家庭生活中の児童・生徒の適切な状況把握に努める。

(学童保育と連携、家庭訪問、臨時登校、電話連絡等)

(6) その他

感染者への偏見を抱かせたり差別をさせない指導を行う。連絡体制を整備する。また、教職員も良識ある行動をとる。

3 おわりに

国・県の通知等を参照されたい。健康被害がなく、感染症が終息することを願う。

この指針は、令和2年3月2日から施行する。